「ヘーベル災害保険」 重要事項説明書【契約概要・注意喚起情報のご説明】

この書面では、ご契約に関する重要な事項のうち、保険商品の内容を理解するために特にご確認いただきたい事項【**契約概要**】とお客様にとって不利益となる事項など特にご注意いただきたい事項**【注意喚起情報**】を記載しています。

ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、弊社カスタマーセンターまでお問い合わせください。

弊社ホームページ内の保険契約者ごとのお客様マイページにて、保険契約内容をご確認いただけます。

※お客様マイページへのログイン方法につきましては、保険申込時に電子メールで送信する「お客様専用マイページのご案内」にてお知らせします。

1. 商品の仕組み 【契約概要】

- (1) 「ヘーベル災害保険」は、弊社のグループ会社である旭化成ホームズ株式会社で住宅(ヘーベルハウス・ヘーベルメゾン・スクラムハウス)を購入された方(被保険者)を対象として、対象住宅に水災または地震により損害が発生した場合において、住宅の補修費用等を被保険者が負担することによって被る損害を補償するものです。
- (2) 保険の対象となる住宅の建築面積に応じて加入口数(建築面積110㎡未満:1口加入/建築面積が110㎡以上:2口加入) および1 保険期間の通算の支払限度額(1口加入:100万円限度/2口加入:200万円限度) が決定されます。
- (3) 保険料は年払いとなり、お支払方法は、クレジットカードまたは口座振替による払込みとなります。

2. 被保険者および保険の対象の範囲 【契約概要】

(1)被保険者

保険の対象の所有者でお客様マイページの被保険者欄に記載の方となります。

(2) 保険の対象の範囲

保険の対象は、日本国内に所在するお客様マイページに記載の建物となります。

なお、次に掲げる物のうち、「4. 保障の内容」の別表1および別表2に記載されている物で被保険者の所有するものは、特別の約 定がないかぎり、保険の対象に含みます。

- ①建具その他これらに類する物
- ②給湯器、エアコン等の建物付帯設備

3. 責任開始日について 【注意喚起情報】

この保険は、弊社の保険契約申込用ウェブサイト(以下「申込サイト」と記載します。)からお申込みいただけます。 お申込者が申込サイトにおいて所定の保険契約の申込手続きを完了した日(以下、「申込手続完了日」と記載します。)に応じて、こ の保険の責任開始日は次表のとおりとなります。

申込手続完了日	責任開始日(保険始期日)
月の1日から15日	以下のいずれかのうち、お申込者が選択した日 (1) 申込手続完了日の属する月の翌月1日 (2) 申込手続完了日の属する月の翌月15日 (3) 申込手続完了日の属する月の翌々月1日 (4) 申込手続完了日の属する月の翌々月15日 (5) 申込手続完了日の属する月の翌々々月1日
月の 16 日から末日	以下のいずれかのうち、お申込者が選択した日 (1) 申込手続完了日の属する月の翌月 15 日 (2) 申込手続完了日の属する月の翌々月 1 日 (3) 申込手続完了日の属する月の翌々月 15 日 (4) 申込手続完了日の属する月の翌々々月 1 日 (5) 申込手続完了日の属する月の翌々々月 15 日

4. 補償の内容 【契約概要】

この保険の保険金をお支払いする場合と支払い額等は下表のとおりです。

なお、保険金のお支払い条件の詳細につきましては、普通保険約款をご確認ください。

なの、体験並のの大法の未件の肝臓につきよしては、自造体験が終さし推動へ行きす。							
事故	支払事由	支払額および支払限度	通算支払限度				
水災	保険期間内に生じた水災(提出いただいた罹災証明	被保険者が実際に負担した費用の額	水災による費用および地				
	書により、水災の損害区分の認定を行います。)によ	ただし、1回の事故について対象作業の区分	震による費用を合計して、				
	って保険の対象について損害が生じ、その損害に対	ごとに別表1に掲げる加入口数に応じた支払	加入口数に応じて1保険期				
	して被保険者が保険の対象の別表1に掲げる補修作	限度額を限度とし、支払限度額の適用にあた	間の通算(保険期間内に発				
	業等の費用を負担したとき(別表1の「対象作業および	っては、別表1の「支払限度額の単位」ごとに	生した事故により被保険者				
	支払限度額に関する補足」に記載の要件に該当する	適用します。	が負担した費用の通算)				
	範囲に限ります。)		で、次の額を限度				

地震 保険期間内に生じた地震(保険の対象が所在する市 区町村において気象庁により震度5強以上の震度が 観測された地震に限ります。)によって保険の対象に ついて損害が生じ、その損害に対して被保険者が保 険の対象の別表2に掲げる補修作業等の費用を負担したとき(別表2の「対象作業および支払限度額に関する補足」に記載の要件に該当する範囲に限りま

被保険者が実際に負担した費用の額 ただし、1回の事故について対象作業の区分 ごとに別表2に掲げる加入口数に応じた支払 限度額を限度とし、支払限度額の適用にあたっては、別表2の「支払限度額の単位」ごとに 適用します。

1口加入(建築面積 110 ㎡ 未満):100 万円

2口加入(建築面積 110 ㎡ 以上):200 万円

別表1(水災被害時に対象となる作業と費用)

す。)

No.	対象被害	対象作業	支払限度額(税込)		支払限度額	対象作業および支払限度額
140.	77	7]%[[*	1口加入	2口加入	の単位	に関する補足
1	床上のみ	家財・ごみ搬出	40,000 円	80,000 円	1階層につき	
2	床上のみ	床•壁洗浄	100,000 円	200,000 円	一式	屋内の高圧洗浄のみを対象とする。
3	床上のみ	床・壁消毒(屋内)	2,000 円	2,000 円	1㎡につき	延床面積×2,000 円を限度
4	床上·床下共通	排水管洗浄	30,000 円	60,000 円	一式	
5	床上のみ	外壁洗浄	100,000 円	200,000 円	一式	
6	床上·床下共通	設備動作点検、漏電チェック	30,000 円	60,000 円	一式	
7	床上·床下共通	土壌消毒	4,000 円	4,000 円	1 ㎡につき	建物床下および建物周囲+1 m の範囲までを対象
8	床上·床下共通	養生運搬一式	35,000 円	70,000 円	一式	一律給付対象
9	床上・床下共通	浄化槽復旧	60,000 円	120,000 円	一式	ブロア—復旧:30,000 円限 度、槽内洗浄 30,000 円限度 ※2口の場合は各々60,000 円限度
10	床上·床下共通	エアコン修理	100,000 円	100,000 円	1台につき	補修、交換の区分無し
11	床上・床下共通	給湯器修理	1,000,000 円	1,000,000 円	1台につき	・補修、交換の区分無し・エコキュート70万円限度、エネファーム100万円限度がス給湯器25万円限度、電気温水器30万円限度※上記限度額には処分費を含む。
12	床上·床下共通	蓄電池修理	1,000,000 円	1,000,000 円	1台につき	・補修、交換の区分無し

別表2(地震被害時に対象となる作業と費用)

127	以2、心成似日時に対象になる作業に負用/							
	No.	対象作業		支払限度額(税込)		支払限度額	ᆚᄼᄼᄼᄽᄼᅛᄼᄼᆉᆡᇛᇠᄶᇆᄜᆉᄼᅷᄗ	
	INO.	,	N 外TF未	1口加入	2口加入	の単位	対象作業および支払限度額に関する補足	
	1	基礎	クラック補修	50,000 円	50,000 円	1~10 か所ま で一律の値段	・基礎部分塗料塗布等(タッチアップ補修を基本とする) 11 か所以降、追加 10 か所までごとに、支払限度額×倍 数額	
	2	仮設	足場設置	200,000 円	200,000 円			
	3	外壁	欠け補修	43,000 円	43,000 円	1~10 か所ま で一律の値段	・サンモル(ALC 用補修材)による補修工事を対象 11 か所以降、追加 10 か所までごとに、支払限度額×倍 数額	
	4	沙型	塗装補修	43,000 円	43,000 円	1~10 か所ま で一律の値段	・タッチアップ材による塗装を対象 11 か所以降、追加 10 か所までごとに、支払限度額×倍 数額	

5	軒天	ずれ・落下補修	700,000 円	700,000 円		
6	樋	樋交換	110,000 円	220,000 円		固定費¥43,000(箇所数を問わず)+比例費¥8,000(1 か所に つき)を限度
7	屋根	ずれ・落下補修	200,000 円	200,000 円		安全対策費 80,000 円+材工 120,000 円を限度
8	建具	建具枠·本体補 修	100,000 円	100,000 円	1 か所あたり の限度額	
9	クロス	補修•張替	50,000 円	50,000 円	1 面あたりの 限度額	・ただし、2 面までの補修のみの場合は、対象外とし、3面以上の場合のみ対象 ・1 面の最大長は、5Mとし、以降は5mごとに×倍数面数・階段・吹抜けは階高を1面として扱う
10		転倒修復•点検	30,000 円	60,000 円	一式	
11	設備	排水管洗浄	30,000 円	60,000 円	一式	液状化地域における排水管洗浄を対象とする
12	外部仕 上げ	補修工事を基 本 目地クラックは 補修 割れタイルは交 換	500,000 円	500,000 円		・外構は対象外・建物に付随するポーチ、外廊下の補修は対象(犬走りは除く)
13	開口部	修理	1,000,000 円	2,000,000 円		地震による開口部、開口部枠、シャッター、雨戸、ガラス損傷の 修理を対象
14	養生運搬		35,000 円	70,000 円		一律給付対象

5. 保険金をお支払いできない主な場合 【契約概要】【注意喚起情報】

- (1)次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ②前①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- (2)次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ②噴火または津波
- ③核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (3)次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ①保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
 - ②保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
 - ③ねずみ食い、虫食い等の損害
 - ④保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他 外観上の損傷または汚損であって、保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

6. 保険期間および保険契約の更新 【契約概要】【注意喚起情報】

- (1)保険期間
- この保険の保険期間は、保険始期日から1年間です。
- (2) 保険契約の更新
- ①弊社は、保険期間満了日の2か月前までに、保険契約者に保険期間満了のお知らせとともに更新保険契約の内容を通知します。
- ②更新案内を受理した保険契約者が、保険期間満了日までに保険契約を更新しない旨の通知をしない限り、保険契約は保険期間満 了日の翌日(以下「更新日」といいます。)に更新されます。
- ③更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約と同一(1年間)となります。
- ④更新された場合には、弊社は保険契約者に更新完了通知を行い、更新後の保険契約の内容をお客様マイページに表示します。
- ⑤更新後の保険契約には、更新日において有効な普通保険約款および保険料が適用されます。

- (3) 保険契約更新時の条件変更等
- ①弊社は、保険契約の計算の基礎の変更が必要となったときは、弊社の定めるところにより、弊社の定めるところにより、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- ②弊社は、この保険が不採算となり、更新契約の引受が困難になった場合には、更新契約の引き受けを行わないことがあります。
- ③①または②の対応を行う場合は、弊社は、保険契約者に対して保険期間の満了日の2か月前までにその内容を通知します。

7. 主な特約とその概要 【契約概要】

- この保険の主な特約とその概要は次のとおりです。特約内容の詳細については、特約条項をご確認ください。
- ①保険料クレジットカード払特約条項

保険料の払込経路がクレジットカード払である場合に適用し、払込手続、保険料払込のみなし扱いおよびクレジットカード会社から保険料を領収できない場合の扱い等について規定されています。

②保険料口座振替払特約条項

保険料の払込経路が口座振替払である場合に適用し、払込手続、保険料険料払込のみなし扱いおよび振替不能時の扱い等について 規定されています。

8. 引受条件(契約プラン)と保険料について 【契約概要】

(1)保険料と保険金額は、保険の対象の建築面積に応じた加入口数に応じて、次のとおりとなります。

保険の対象の建築面積	支払限度額	保険料(年払)
建築面積 110 ㎡未満:1 口加入	1 保険期間(年間)通算 100 万円	11,300円
建築面積 110 ㎡以上:2 口加入	1 保険期間(年間)通算 200 万円	22, 600 円

- (2)保険料の払込方法は年払で払込経路はクレジットカード払または口座振替払による払込みとなります。
- (3)保険期間中に保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生したときは、弊社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。

9. 保険料の払込猶予期間と保険契約の失効等 【注意喚起情報】

(1) 初年度保険料

初年度保険料については、弊社の申込サイトにおいて選択された払込経路(クレジットカード払または口座振替払)により、各特約条項の規定する保険料払込期日までに払い込む必要があります。この期日までに払い込まれなかった場合には、保険契約は成立しなかったものとします。

第1回保険料についての払込猶予期間の設定はありません。

- (2) 次年度以降保険料
- ①次年度以降保険料については、選択されている払込経路(クレジットカード払または口座振替払)により、各特約条項の規定する 保険料払込期日までに払い込む必要があります。
- ②次年度以降険料には、更新契約の始期日(更新日)の属する月の翌月末日までの払込猶予期間がありますので、払込期日までに保 険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者は払込猶予期間内に未払込の保険料を払い込まなければなりません。
- ③①の保険料の払込猶予期間中の保険料が払込まれるまでの間に保険事故が発生した場合には、弊社は、未払込の保険料が払い込まれたことを条件に保険金の支払いを行います。ただし、保険金が未払込の保険料に不足する場合を除き、保険契約者および被保険者の申出により弊社が認めた場合には、弊社は未払込保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができます。
- ④②の払込猶予期間内に保険料が払い込まれなかった場合は、保険契約の更新はされなかったものとし、保険契約は更新前の保険契約の保険期間満了時に遡って消滅します。

10. 保険契約の消滅等 【契約概要】

保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者は、遅滞なくその旨を弊社に通知しなければなりません。その事実が発生した時に保険契約は、失効します。

- ①保険の対象の全部を被保険者の法定相続人以外の第三者に譲渡したとき(この場合、保険契約の権利および義務は譲受人に移転しません。)
- ②保険の対象の全部が滅失したとき

11. 告知義務および通知義務等について 【注意喚起情報】

- (1)保険契約者または被保険者には、ご契約時、弊社が申込サイト等で告知を求めた事項について、正確に告知していただく義務(告知義務)があります。故意または重大な過失によって事実と違う告知をされた場合、または重要な事実を告知されなかった場合は、「告知義務違反」として弊社はご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、保険金の支払事由が発生していても、原則として保険金をお支払いできません。
- (2)告知いただく事項は、公平な保険契約の引受判断を行ううえで重要な事項となります。告知内容によってはご契約の引受けをお断りする場合があります。

- (3) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その 旨を弊社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、弊社への通知は必要ありません。
- (4)弊社に通知している保険契約者および被保険者の氏名、保険契約者の住所、通知先(電話番号・通知先アドレス)に変更があった場合には、お客様マイページ等から弊社に通知してください。

12. お申し込みの撤回(クーリングオフ)について 【注意喚起情報】

保険契約者は、お申込み後であっても、申込日から8日以内であれば、保険契約申込みの撤回(以下「クーリングオフ」という。)を行うことができます。

クーリングオフされる場合は、上記期間内(8日以内の消印有効)に、ハガキ等に次の必要事項をご記入のうえ、 弊社クーリングオフ係宛ご郵送くださるか、電子メール等にてお送り下さい。

【必要事項】①ご契約をクーリング・オフされる旨のお申出

- ②保険契約者の住所、氏名 (捺印)、連絡先電話番号
- ③証券番号、申込日
- ④取扱代理店名

【送付先】〒101-8101 東京都千代田区神田神保町 I-105 神保町三井ビルディング

旭化成ホームズ少額短期保険株式会社

クーリング・オフ係

又はhshoutan@om. asahi-kasei. co. ip

クーリング・オフされた場合には、既にお払込みになった保険料は、すみやかにお申込者にお返しいたします。 また弊社および弊社代理店・取扱者はクーリング・オフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

13. 解約時の保険料の返還について 【契約概要】

保険契約者が保険契約を保険期間の中途で解約した場合には、弊社は、次の算式により算出した保険料を返還します。 [算式]

返還保険料=保険料×(保険期間月数-経過月数※)/保険期間月数

※経過月数の計算においては、1か月未満の期間は切り上げます。

14. 満期返戻金・契約者配当金 【契約概要】

この保険には、満期返戻金および契約者配当金はありません。

15. セーフティネットについて 【注意喚起情報】

弊社は、少額短期保険業者であり、保険業法上、保険契約者保護機構の加入対象となっておりませんので、同機構による資金援助等の 措置はありません。また、この保険契約は、保険業法上、破綻会社に係る保険契約者等の保護措置による補償対象契約には該当しません。

16. 保険金の請求手続きについて 【注意喚起情報】

- (1)事故が発生した場合は、弊社まで、すみやかにご連絡ください。
- (2)保険金の請求手続きは、お客様マイページより行っていただくことができます。ご不明な点は弊社までお問合せください。
- (3)保険金の請求に際しては、損害状況を証明する資料、補修作業等の内容および費用が記載された資料、補修作業等の費用を被保険者が負担することを証明する資料(請求書または領収証)を提出いただくことが必要となります。
- (4)保険金を請求する権利は、事故が発生したときから3年間ご請求がなかった場合、時効により消滅いたしますのでご注意ください。

17. 保険証券発行の省略 【契約概要】

この保険では、書面による保険証券の発行は行わず、保険契約者に専用のIDとパスワードを交付し、お客様マイページに保険契約者がこれを入力することにより保険契約内容を閲覧可能とする方法をとりますので、予めご了承ください。

18. 保険料控除について 【注意喚起情報】

所得税法上の「保険料控除」の対象となる保険商品は、生命保険および所得税法第 77 条に規定する「地震保険」に限られており、この 保険は、これに該当しません。

19. 少額短期保険業者の引受制限について 【注意喚起情報】

少額短期保険業者には、保険業法上、引き受けられる保険に以下の制限があります。

- (1)保険期間は1年以内(損害保険商品は2年以内)であり、1被保険者あたりの保険種類ごとの保険金額が法令で定める金額以下 (医療保険:80万円、損害保険:1,000万円など)。
- (2)1被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が1,000万円以下(個人賠償責任保険については、別枠で1,000万

円以下)。

(3)1保険契約者についての保険区分に応じた保険金額の合計額が法令で定める上限総保険金額以下(損害保険の場合は10億円以下)。

20. その他法令などでご注意いただきたい事項 【注意喚起情報】

- ●保険期間中に、保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす事象が発生したときは、弊社の定めるところにより、保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- ●保険金の支払事由に該当する場合でも、集積損害の発生等により弊社の収支に著しい影響を及ぼすと特に認めたときは、弊社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。
- ●保険契約の計算の基礎の変更が必要となったときは、弊社の定めるところにより、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- ●この保険が不採算となったときは、弊社の定めるところにより、保険契約の更新を引受けないことがあります。

21. 補償重複について 【注意喚起情報】

ご契約にあたっては、次表のように、補償内容が同様の保険契約(弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、本保険への加入の要否をご判断されたうえで、ご契約ください。

Ī	〔補償が重複する可能性のある主なご契約〕			
Ī	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例		
Ī	水災・地震により保険の対象(建物)に損害が生じた場合の補	損害保険会社等の保険の対象を建物とする火災保険契約およ		
	修作業等の費用補償	びこれに付帯される各特約		

22. 指定紛争解決機関について 【注意喚起情報】

弊社は、お客様からお申し出いただいたご意見・苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。 なお、お客様の必要に応じ、弊社が契約する指定紛争解決機関の「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことも可能です。 「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104 - 0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 八丁堀SFビル2 階

Tel 0120-821-144 Fax 03-3297-0755

受付時間:9:00 ~12:00、13:00 ~17:00 受付日: 月曜日から金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く)

23. 支払時情報交換制度 【注意喚起情報】

弊社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに、保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。 ※本制度に参加している少額短期保険業者等につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページをご参照ください。 http://www.shougakutanki.co.jp/

本書面に関するお問い合わせ ご相談・苦情等は

旭化成ホームズ少額短期保険株式会社 関東財務局長(少額短期保険)第37号 〒101-8101 東京都千代田区神田神保町1-105 神保町三井ビルディング

お客様相談窓口 フリーコール: 0800-888-8810

受付時間: 10:00 ~12:00 13:00~17:00 (土日祝日年末年始を除く)

募SA-2212-00